

社会福祉法人ゆたか会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人ゆたか会は、(以下「当法人」という)役員(理事及び監事)及び評価議員(以下「役員等」とする)の報酬などについて次のように定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役委員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員などが、理事長の指示又は理事会の委任を受け、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合、費用を弁償することができる。(ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。)

2 交通費の実費は旅費規定に基づき、その実費相当額の別途支払う事が出来る。

(改廃)

第4条 本規定は、評議員会の決議を経て、改廃する事が出来る。

附則

この規定は、平成30年4月1日から施行する。